

総合研究機構シンポジウム助成要領

<趣旨>

本制度は、総合研究機構に設置されているプロジェクト研究所が、広く公に研究成果を披露することを目的として、開催するシンポジウムについて助成金を給付することにより、その活動の更なる推進を目指すものである。

<申請条件>

助成の条件は、以下のとおりとする。

1. 研究成果の報告を目的とすること。
2. 1 研究所につき、年度内に 1 回のみ申請であること。
3. 研究所が主催または共催するシンポジウムであること。
4. 営利を目的としないこと。
5. 案内書類・ポスター・チラシ等には、総合研究機構からの支援（後援、補助）がある旨を必ず明記すること。
6. 助成対象となる費目は、講師謝金、印刷製本費、旅費交通費および人件費等シンポジウムに関わる経費とする。但し、会合費支出は原則として助成金額の 15%以内とする。また、支出は本学の会計基準に則った単価で計算する。
7. 本学の経理処理基準に基づく請求書にて清算する。

<申請方法>

プロジェクト研究所長から、以下の申請を行う。

1. 「シンポジウム助成申請書」（別紙様式）に記入のうえ、総合研究機構事務所へ提出。
2. 申請の際、シンポジウムの概要がわかる書類を添付。
3. 他の資金と併用する場合は、申請書にその金額と補助金の名称を記入。

<申請期間>

シンポジウム実施日の 1ヶ月前までに申請すること。

<助成金額>

上限を 20 万円とする。

<助成金給付の決定及び通知>

給付決定通知は、申請後 1 週間以内にプロジェクト研究所長に通知する。

<助成金給付の時期>

助成金は決定通知後、業者等からの請求書に基づき、総合研究機構事務所にて支払い処理を行う。プロジェクト研究所長は、支払依頼書に請求書等を添付し、総合研究機構事務所に提出すること。

<報告>

終了後 1 か月以内に、「シンポジウム助成報告書」（別紙様式）により、内容と支出の報告を行うこと。

<その他>

本制度は限られた予算の中で実施するものであるため、年度途中で応募を締め切る場合がある。